

資料29-1

映像国際放送の在り方に関する検討委員会の廃止（案）

平成二十年二月十五日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第一号

次の委員会を廃止する。

一 名称

映像国際放送の在り方に関する検討委員会

二 廃止する理由

最終答申に伴いその役割が終了したため。

映像国際放送の在り方に関する検討委員会の設置

平成十八年九月四日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第三号

本部会に、「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策（平成十八年諮問第十号）に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称

映像国際放送の在り方に関する検討委員会

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たつて必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。